

介護保険福祉用具購入申請について

令和6年4月

半田市高齢介護課

お問い合わせ先

半田市福祉部高齢介護課

電話：0569-84-0649（高齢介護課直通）

FAX：0569-25-2062

E-mail：kaigo@city.handa.lg.jp

福祉用具購入について

介護保険では、介護が必要な高齢者が、できるだけ自立した日常生活を送るために、その手助けとなる福祉用具を購入した場合の費用の支給を行っています。

<p>対象者</p>	<p>介護保険要介護認定者（要支援 1・2、要介護 1～5と認定された方） 要介護認定申請前に購入した福祉用具は支給対象とはなりません。 要介護認定申請中の方については、認定結果がでた後で支給申請を行ってください。なお、認定結果が非該当の方には支給することができません。 ※施設入所をしている利用者の福祉用具購入については、支給できない場合がございます。購入前に一度半田市へご相談ください。</p>
<p>支給金額</p>	<p>支給限度額：年間 10 万円（4 月～翌年 3 月） 限度額のうち、利用者負担割合分については自己負担となります。 限度額の範囲内であれば、複数回に分けての申請が可能です。</p>
<p>支給方法</p>	<p>償還払いと受領委任払いの 2 種類の支給方法があります。 償還払い：福祉用具購入費用の全額を利用者から福祉用具販売店に支払い、その後の申請により保険給付額分を介護保険制度（半田市）から支給を受ける方法です。 受領委任払い：福祉用具購入費用の自己負担額を福祉用具販売店に支払い、残りの保険給付額分を介護保険制度（半田市）からの受領に関する委任を受けた福祉用具販売店に支払う方法です。半田市に登録のある施工業者のみで利用することができます。</p>
<p>対象となる福祉用具の種目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 腰掛便座（上置便座、補高便座、昇降便座、ポータブルトイレ） ● 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 排泄予測支援機器 ● 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台 浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト） ● 簡易浴槽 ● 移動用リフトのつり具の部分 （移動用リフト本体は、福祉用具の貸与（レンタル）の対象です。） ● スロープ（工事を伴わない、持ち運びを要しないもの） ● 歩行器（固定式歩行器、交互式歩行器） ● 歩行補助つえ （カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ、多点杖）

特定福祉用具 販売店	都道府県の指定を受けている特定福祉用具販売店をご利用ください。
手続きの流れ	① 担当のケアマネジャーに相談 ② 購入する福祉用具の決定 ③ 特定福祉用具販売店で購入 ④ 福祉用具購入費支給申請の提出（必要書類については下記を参照） ⑤ 高齢介護課申請受付、審査後に指定口座に福祉用具購入費を振込

福祉用具購入費支給申請書時の必要書類

- 福祉用具購入費支給申請書（償還払い①・受領委任払い②の2種類あります。）

注)申請書は、領収日ごとに1部作成してください。

- 被保険者本人宛の領収書（販売店にて発行）
- 販売証明書③（参考様式 販売店にて発行）

注)販売証明書は、販売日ごとに1部作成してください。

- 居宅サービス計画書第2表（援助目標・援助内容）
- 居宅サービス計画書第4表（サービス担当会議の要点）
- パンフレット写し等購入した福祉用具がわかる書類
- （該当者のみ）半田市介護保険福祉用具購入費支給に関する同意書④

被保険者本人が入院か入所中の場合、または要介護認定申請中で要介護認定結果が出る前に福祉用具を購入する場合

※必要書類のうち①②③④の様式については半田市ホームページ（健康・福祉→介護保険→各種届出様式→介護保険に関する各種届出様式→介護保険で適用になる福祉用具を購入するとき）に掲載してあります。

福祉用具購入費支給（償還払い・受領委任払い）について

支給については、毎月20日（土日祝日の場合は前営業日）を締切日とし、審査終了後に申請者本人及び受領委任払いの事業者へ「介護保険受領委任払支給（不支給）決定通知書」を翌月上旬発送いたします。

福祉用具購入費については、支給決定通知書が届いた月の18日（土日祝日は翌営業日）に指定の口座に振込みます。

その他、ご不明な点等ございましたら、半田市までご連絡ください。